

No.	質 問	回 答
○計画に関すること		
1	今回、個別避難計画（以下、計画と記載）の作成において、区で避難を支援する人を決めるのは名簿に記載されている方すべてということか	名簿に記載されている方すべてではなく、そのうち、計画の作成と自主防災会への提供に同意された方が対象となります。 名簿の右の方に「個別計画作成」と「個別計画提供」の欄がありますが、そのどちらも同意になっている方が対象です。
2	計画を作成する方からは、地域に個人情報を提供することについて了承は得ているか	
3	個人情報保護上の問題はないのか	「災害対策基本法」「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」において、本人からの同意を得た要支援者の情報は平常時から避難支援等関係者に提供できるとされており、「御殿場市個人情報保護条例」では、法令で定めがある場合は個人情報の外部提供ができるとされています。 今回お出ししているのは、要支援者本人または家族より、避難支援のため個人情報を地域へ提供することに対し同意をいただいている方の名簿と計画のため問題はありません。 同時に、「災害対策基本法」では、名簿情報の提供を受けた全ての方に守秘義務が課せられています。名簿や計画の管理について、目的外利用や関係者以外の者が閲覧することのないよう、情報管理にご注意ください。
4	名簿や計画の共有に同意していない人の扱いはどうなるのか	避難行動要支援者不同意者名簿及び不同意者の計画を、地区ごとに御殿場地域振興センター・各支所において、封緘した状態で保管します。 災害が予測される場合や発生した場合は、安否確認や避難支援の必要があるため、「御殿場市個人情報保護条例」に基づき地域へ名簿・計画の提供を行います。

No.	質 問	回 答
5	計画作成が同意で、地域で共有することは不同意という場合は、各支所で計画を保管ということだが、この方たちは支所がこの個別計画を最終的に作ってくれるということか	支所で情報を追加することはありません。 本人が記入し提出した状態の計画を保管するようになります。発災時には本人の支援が必要な状況や、福祉サービスの利用状況の確認等可能な範囲で活用いただくようになります。
6	支所の保管されている不同意名簿を、平時に見ることは可能か	平時に見ることはできません。
7	計画の提供や作成に不同意の方は、何かしらの理由があると考えられるが、市の方で何か把握しているか	把握はしていません。
8	今回の計画を作成するにあたり、高齢者については、民生委員が避難行動要支援者かどうか調査を実施したが、高齢者以外の方への調査については市の方で実施しているのか	障害者手帳所持者及び要介護3以上の方については市の担当課が情報を持っていますので、該当者に今年5月に郵便調査を実施しています。
9	市が実施した郵便調査は、回収率は100%であったか	長寿福祉課の対象者の郵便での回収率は66%です。ただし、長寿福祉課は民生委員の高齢者連絡票でもあわせて確認をしていただいております、その結果も合わせると90%意思確認ができています。 社会福祉課（障害者分）の回収率は、51.6%です。
○支援者の決定等に関すること		
10	避難行動を手伝う人を決める際に、市としては具体的にどのように決めていけばいいと考えているか	防災訓練の活用や、要支援者へ直接連絡をとっていただくような形を想定しています。

No.	質 問	回 答
11	避難行動を手伝う人を決める際は、要支援者宅へ訪問して一緒に話をして決めるつもりであるが、話し合いの場に行くのは、区長、民生委員、自主防災の人間が行けばよいのか	区によって要支援者の人数も異なり、また、既に区ごとの防災計画もあるかと思います。地域の実情に応じ、話し合いの場に対応できる支援者の方をお願いします。
12	避難行動を手伝う人を決める際は、要支援者本人や近隣の人を交え、話し合いを行う形で決めていけばいいか	そのような形が望ましいと考えます。
13	避難行動を手伝う人を決める際に、区の中で情報共有することは可能か	決めるにあたっての情報共有は可能です。 ただし、個人情報ですので、十分留意いただき、必要最低限の範囲でお願いします。
14	計画の内容について、避難行動を手伝う人を決める際に、隣近所の地域の役員以外の方とも内容を共有してよいか	
15	避難行動を手伝う人を決めるのが難しいが	地域で決められる範囲で決めていただき、難しいケースなどあるときには市にご相談ください。難しい状況に応じて対応と一緒に検討していきたいと考えています。
16	日中の仕事など、支援する人が常にいるとは限らないが	自主防災会の組織の中で、支援できる方によるチームを作っておいて対応することも想定されます。その場合、チームで対応する要支援者それぞれの計画に、チームの構成員のお名前を記載するなどの対応をお願いします。
17	避難行動を手伝う人の人数は、何人以上などとルールはあるか	必要な人数は、要支援者の状況にも左右されますので、何人以上、とは決めていません。

No.	質 問	回 答
18	避難行動を手伝う人を決めるにあたり、24時間365日対応可能であるというような方でなくてはいけないとすると、選定が非常に難しくなるが、どの程度の方が手伝う人に適合する方としてお願いできるものかについて教えてほしい	対応可能な範囲で検討いただければと思います。 支援者自身が避難する際に声をかけながら一緒に避難する等の対応や、要支援者の状況によっては移動の介助など必要な支援は異なりますが、支援者が必ず助けに行けるとは限らないため、自助の備えもするようにと要支援者にも機会あるごとにお伝えしていきます。1人の支援者が常時備えるのではなく、複数の支援者で対応していただく方法もあると考えています。
19	区の構成員ではない方についても、計画を作成することになるが、普段から付き合いもないため、計画作成の難航が予想されるがどうすれば良いか	本人が避難支援を希望する意思表示をしている方ではありますが、自主防災会から直接の働きかけが困難であった場合には、市にご連絡ください。市や、福祉専門職のかかわりがある方であれば福祉専門職などが調整に入らせていただきます。
20	地域で避難行動を手伝う人が決まらない場合は、避難行動を手伝う人を決定する話し合いを市で開催してもらえないか	決まらなかった状況を簡単で構いませんので理由書に記入して提出してください。その状況を踏まえながら市で間に入らせてもらいます。
21	支援者を決めるにあたり、避難行動を手伝う人が氏名等を自筆で記入する必要があるが、要支援者に確認のサインを貰う際に、要支援者からこの人に助けてもらうのは嫌だと言われたら、違う人を探さなくてはいけないか	支援者を決める際に、希望する支援方法の確認も含め、本人も交えて検討をお願いします。
22	避難場所については、近くの公園や広場を記載すればいいのか	住んでいる自治会の組や班ごとに最初に集合する場所が決まっているかと思いますので、その場所を記載してください。また、必要であればそこから区の避難場所への避難方法、避難経路もあらかじめ検討、記載をしてください。

No.	質 問	回 答
23	名簿に名前が記載されていない方から、避難行動を作成してほしいと言われた場合は、どのように対応すればいいか	白紙の様式をご活用ください。 不足が生じた場合には、ご連絡ください。
24	地域から新規で作成を希望する方がいたら、希望する方に計画の必要個所を記入してもらい、避難行動を手伝う人を決めていけばいいか	お願いします。
25	新規で要支援者から計画作成の依頼があった場合は、いつまでに計画を提出すればよいか	令和4年度最後の区長会で他の計画を提出していただく際に、一緒に提出をお願いします。
26	避難を手伝う人については、自主防災会の役員は原則的に適用しないということか	その方が要支援者のご近所の方で声をかけ合って避難するのに適している、などの理由であれば、避難支援等実施者になっていただくこともあると考えられます。
27	計画について、全ての項目について記載する必要はあるのか	その要支援者の方の避難支援にあたって必要な項目のみ記載してください。 すべてを埋める必要はありません。
28	提供された計画には、ほとんど白紙状態のものもあるが、要支援者本人から聞き取りし、記入した方がいいか	ただし、避難経路及び避難支援等実施者の欄は必ずご記入ください。
29	ケアマネジャーなどの福祉職に相談しても構わないか	構いません。市から福祉職への協力依頼をしています。
30	避難経路については、水害や地震等の災害の状況により、経路が変わってくることもあるが、避難経路は数種類作成する必要はあるか	できれば予想される災害に備え、検討をお願いします。
31	要支援者の中には、在宅医療キットや特殊な薬を服用している人もいると思うが、そういった情報は計画に記載されているか	記入している方と記入していない方がいます。 記入していない方については、在宅医療キットや特殊な薬の有無を確認し、ある場合は、保管場所なども含め計画に記入してください。

No.	質 問	回 答
32	計画の避難行動を手伝う人の欄に既に家族の名前が書かれているが、その場合は、家族が対応可能ということで、辞退届を記入し対象外として良いか	家族が基本的には手伝うが、本人の障害が重い等の理由で、家族だけでは手が足りないために希望されていることがあります。地域からどんな支援が必要かを本人やご家族に確認をお願いします。 そのうえで、家族だけで足りるので必要ない、という場合には、辞退届を記入してもらってください。
33	要支援者の自宅の場所が分からない場合は、地図を提供してもらえるか	可能です。
34	要支援者の中には病気等の理由により、公民館等に避難をするのではなく、自宅で待機することを考えている方もいるが、それは問題ないか	問題ありません。 自宅避難をした場合に必要な支援について、あらかじめ確認しておくのが良いと思います。
35	ペットと一緒に避難をしたいという人がいた際は、避難場所は通常の公民館でよいか	そのとおりです。
36	要支援者に話を聞きに行ったら、自分で避難できますといわれたが	要支援者本人に辞退届を記入してもらってください。 翌年から、避難行動要支援者名簿には掲載されません。
37	施設に入所していることが分かったが	調査時以降に入所をされた方などは名簿に載っている可能性がありますが、施設入所が確認できましたら、支援者は決めず、理由書にその旨記載してください。
38	辞退する場合について、例えば夫婦で辞退する場合は、一人ずつ辞退手続きをするのか	1枚の辞退届にまとめていただいても大丈夫ですが、お二人ともお名前を連名で書いていただくようにしてください。
39	名簿記載の方が亡くなった場合は、地域の方から辞退届を提出しなければならないのか	辞退届は必要ありません。

No.	質 問	回 答
40	要支援者名簿の中に未成年の障害のある方がおり、両親と同居している状況であるが、区の方で避難行動を手伝う人を決める必要はあるのか	家族だけでは支援の手が足りないため希望していることが考えられます。ご両親が必要としている支援をご確認いただき、手伝う人の選定をお願いします。 ご家族だけで避難可能とご両親が判断された場合には、辞退届の記入をしてもらってください。
41	避難行動を手伝う人が決まらない場合は、この計画は未完成という理解でよいのか	そのとおりです。
42	計画は、毎年作り直すことを想定しているのか	要支援者本人の状況に変化がなければ作り直しはしません。名簿更新の際に変化がないかの確認をお願いするようになると想定しています。
43	「避難行動を手伝う人」については、年度ごとの交代となるか？	状況の変化に応じて交代を検討することを想定しています。
44	私の区では、計画は以前から作成しているが、内容を確認し変更がなければ、そのまま使用していいか	変更がなければそのまま使用していただいて構いません。
45	避難行動を手伝う人については、個人名を記載するのか、それとも区の方で防災組織を整備していれば、救出救護班などと組織名を記載すればよいのかどちらか	原則個人名の記載をお願いしています。
46	受け取った計画にはすでに要支援者の署名がされているが	支援者が決まったのち、確認のために再度署名をしていただけるようお願いしてください。
47	計画作成完了後の要支援者の確認のサインについて、代筆の場合誰でもいいか	構いません。本人に内容を伝え、ご承知いただいた上で代筆をお願いします。
48	要支援者に、計画の写しは渡されるのか	最終的に支援者が記入された計画の写しを、市から要支援者に郵送にて送ります。

No.	質 問	回 答
49	要支援者に対し、完成した計画を郵送するということであるが、それに関係する資料等も併せて送るのか	要支援者に対しては、完成した計画の写しと、災害に備えて「自助」として行っておくことなどの案内を送ることを予定しています。
50	支援者に、計画の写しは渡されるか	区で必要に応じて渡してください。個人情報ですので、取り扱いにはご注意ください。
○計画活用等に関すること		
51	避難行動要支援者名簿や計画はどのように利用するものなのか	平常時においては、防災訓練等でご活用いただけたと考えています。平常時から備えることで、支援者、要支援者ともに災害時の備えになると考えています。 災害時には、安否確認、避難支援に活用することになります。
52	どういうときに支援に行くことになるのか その情報はどのように発せられるのか	区長様あての文書に記載の状況が起こった時 情報は無線放送やテレビのデータ放送、携帯電話などを通じて発せられます
53	大雨の際に、警戒区域外だが避難を希望する方の避難のタイミングをどのように考えればよいか	段階的避難が考えられる風水害において、市が警戒レベル3 高齢者等避難、警戒レベル4 避難指示、警戒レベル5 緊急安全確保を発表した際には、避難についての検討、行動をお願いします。避難情報が発表される範囲の例として、河川の周辺に住む方、土砂災害警戒区域に住んでいる方、などが考えられます。このような情報が市から発表された段階で、希望者の避難についてお住まいの地域の状況を踏まえ、判断されるのが適当と考えます。
54	支援する人に名前を記すことで、義務になるのか	支援者に名前を記載したことでそれが義務になるということではありません。

No.	質 問	回 答
55	避難行動を手伝う人については、支援中にケガをした場合は補償等はあるのか	災害対策基本法第 6 5 条第 1 項、第 8 4 条第 1 項に基づき損害補償の対象となります。
56	支援者が避難誘導をしている時に要支援者がけがなどをした場合に、支援者に責はない、というような根拠はあるか？	支援を行った際に生じた要支援者の損害について、支援者が直ちに責任を負うべきというものではないと考えられますが、明文化された規定はありません。 ボランティア活動保険では、万が一、要支援者から損害の補償等を問われ、責任を負うことになった場合に、保険金支給の対象としています。またその他、新たに整備されつつある保険制度等について、検討を進めてまいります。
57	災害時に避難行動を支援している最中に、支援者にケガをさせてしまった場合は、何か補償等はあるのか	
○その他		
58	市への提出はいつか	令和 4 年度最終の区長会での提出をお願いします。 辞退届、理由書も一緒にご提出ください。 提出いただいた計画は、その場でコピーをしたうえで、写しを各区にお渡しします。
59	身体状況や障害の特性に応じた支援方法の講習会を市で実施して回ってほしい	今後、個別の要望によって、またニーズについて調査する中で実施を検討します。
60	個人情報保護に関する研修会を実施することと国からの指針にはあるが、市では実施する予定はあるか	例年実施されている防災部長会議等、関係者が集まる機会での実施を考えています。

No.	質 問	回 答
61	制度のことについて知りたい	現在、御殿場市災害時要配慮者避難支援計画は改正を予定しており、改正後、各区に情報提供します。 「災害対策基本法」や「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」などの法令や指針は、内閣府の防災ページをご参考ください。 『内閣府・防災情報のページ』・・・http://www.bousai.go.jp/
62	市では、計画について広報活動を行っているか	区長の皆様にご協力をお願いし、ちらしの回覧をさせていただきました。 また、現在、同報無線で広報しており、今後も様々な媒体を活用しお知らせをしていく予定です。
63	市の郵便調査に対し、返信しなかった方もいると思うが、そういった未回答者への対応は、市では今後どうしていくのか	今後、高齢者であれば包括支援センターやケアマネジャーに、障害者であれば相談支援専門員に、災害時に地域の支援が必要な人のリストアップを依頼します。その方が現在名簿に掲載されているかの突合を市で行い、入っていない場合には福祉専門職から本人に働きかけを実施してもらい、本人同意後に地域との調整に入らせていただく予定です。
64	問い合わせ先はどこか	○名簿や計画の内容について 社会福祉課 TEL: 8 2 - 4 2 3 8 長寿福祉課 TEL: 8 3 - 1 4 6 3 ○防災対策に関する全般的なことについて 危機管理課 TEL: 8 2 - 4 3 7 0